

追手門学院大手前中・高等学校

いじめ防止対策基本方針（改訂版）

2020年4月1日改訂

2022年4月14日改訂

2025年4月10日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念
2. いじめの定義
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめ解消の定義
 - (3) いじめに対する教員の基本姿勢
3. いじめ防止のための組織
4. 年間計画
5. 取り組み状況の把握と検証(PDCA)

第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方
2. いじめ未然防止のための措置

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方
2. いじめ早期発見のための措置

第4章 いじめへの対応及びいじめの解消

1. 基本的な考え方
2. いじめの発見・通報を受けたときの対応
3. いじめられた生徒またはその保護者への支援
4. いじめた生徒への指導またはその保護者への助言
5. いじめが起きた集団への働きかけ
6. ネット上のいじめへの対応
7. 重大事態への対処
8. いじめの解消

第5章 組織対応

1. いじめが起こった場合の組織的な対応の流れ
2. 関係機関との連携

第6章 その他

1. 組織的な指導体制
2. 校内研修の充実
3. 学校評価と教員評価

関連資料

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

I. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろんいじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、学院教育理念「独立自彊・社会有為」を常に念頭に置き、「自己肯定感」・「関係性の力」を大切にしながら人間形成教育を行っている。全ての生徒の健全な成長のために人権教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに本校の「いじめ防止対策基本方針」を定める。

2. いじめの定義

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法(法第2条)には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

具体的ないじめの様態には、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月をめやす)

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

*単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

*いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり

得ることを踏まえ、いじめの被害・加害児童を日常的に注意深く観察する必要がある。

(3) いじめに対する教員の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つこと。たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

いじめに対して教員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめは、一方の生徒が、もう一方の生徒をいじめるという単純な構図の場合だけでなく、各々の行為に応じて、いじめる側といじめられる側に入れ替わるという構図もある。
- いじめはその行為の様態により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称:「いじめ対策委員会」

(2) 構成員:学校長、副校長、中学または高校教頭、生活領域担当主幹教諭、生徒指導部長、

総務部長、いじめ対策コーディネーター、当該学年主任、当該クラス担任、

スクールカウンセラー、その他 学校長が必要と認めるもの

※いじめ対策委員会のメンバーは実態などに応じて柔軟に対応することが出来る。

【調査班】 生徒指導部長、学年主任、生徒指導部員、担任

【対応班】 学年主任、担任、生徒指導部員、学年担任会、スクールカウンセラー

- (3) 役割：① 学校いじめ防止対策基本方針の策定
② いじめの未然防止
③ いじめの対応
④ 教職員の資質向上のための校内研修
⑤ 年間計画の企画と実施
⑥ 年間計画進捗のチェック
⑦ 各取り組みの有効性の検証
⑧ 学校いじめ防止対策基本方針の見直し
⑨ 緊急対応

4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

(1) いじめ防止のための組織的な取り組み

平素から、いじめ未然防止の大切さについての共通理解を図るため、全教職員・生徒・保護者に対して「いじめ防止」のための取り組みを以下のように組織的に行う。

4月	【教職員】	○年間指導計画(人権教育に関する)の確認、設定 ○「いじめ防止」にむけての研修
	【保護者】	○新入生保護者に対して人権教育に関する説明(入学式) ①「いじめは絶対に許さない」との表明 ②いじめの取り組みについての理解と協力依頼 ③相談窓口の周知
	【生徒】	○「いじめ防止」のためのオリエンテーション(中1・高1)
5月	【教職員】	○第1回 いじめ対策委員会の開催
(GW前)	【保護者】	○第1回「学校生活状況調査(保護者)」実施
	【生徒】	○全学年対象「いじめ防止」教育の実施 ①「いじめ防止」教育 ②第1回「学校生活状況調査(生徒)」の実施
10月	【教職員】	○第2回 いじめ対策委員会の開催
	【保護者】	○第2回「学校生活状況調査(保護者)」実施
	【生徒】	○全学年対象「いじめ防止」教育の実施 ①「いじめ防止」教育 ②第2回「学校生活状況調査(生徒)」の実施
1月	【保護者】	○第3回「学校生活状況調査(保護者)」実施
	【生徒】	○全学年対象「いじめ防止」教育の実施 ①「いじめ防止」教育 ②第3回「学校生活状況調査(生徒)」の実施

- 2月 【教職員】 ○第3回 いじめ対策委員会の開催
3月 【教職員】 ○年度末総括と次年度に向けての取り組み協議

(2) 各学年による人権教育学習

生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成するために、各学年において以下のように人権に関する知的理 解および人権感覚を育む人権教育活動を行うことにより、自他の存在を認め合い、共感・尊重できる態度を養う。

中学1年生

「自分を知り、自分を大切にする。相手を知り、相手のことを大切にする。」

- ① 「人権」について考える。
- ② 一人ひとりが自分の長所をみつめ、自分は「大切な存在」であることを学ぶ。
- ③ 自分も他者も尊重されるべき、かけがえのない存在であることを認識する。

中学2年生

「多文化、在日外国人、障がい者などの人権課題を通して「人権」について考え、認識を深める。」

- ① 「人権」についての考え方を深める。
- ② さまざまな人権課題の背景にある歴史や文化に関しての理解を深める。
- ③ 自分も他者も尊重されるべき、かけがえのない存在であることを認識する。

中学3年生

「社会の状況を知り、その中の自分を意識する。

歴史のなかにある様々な人権にかかわる事実を知り、認識を深める」

- ① 社会(身のまわり)の人権問題に目を向ける。様々な人権課題の現状を知り、理解を深める。
- ② 社会(身のまわり)の人権問題に目を向ける。他人の存在を尊重し人権意識を高める。
- ③ 社会(身のまわり)の人権問題に目を向ける。その中で学年や中学校での自分のあり方を考える。

高校1年生

「さまざまな状況にある人について学び、「人権」について考える。」

- ① 自分たちを取り巻く環境についての課題や問題点について認識する。
- ② 身近にある差別事象や人権侵害についての認識を得るとともに理解を深める。
- ③ 現代社会に生きる一員であることの自覚と、人権意識・社会意識を高める。これにより、地域や社会に貢献するものとして自ら考え行動できる人財を育成する。

高校2年生

「社会における多様性について学び、「人権」について考える。」

- ① 「多様性」について理解する。
- ② 社会における多様性について考え、理解を深める。
- ③ 多様性について理解を深め、尊重する姿勢を涵養する。

高校3年生

「差別事象の社会的現状を学び、「人権」に対する認識を深める。」

- ① 身近にある差別事象において認識し、自分はどうあるべきかを考える。
- ② グローバル化社会において、多様な人たちと共に生きるために何が大切なかを考える。
- ③ 現代社会に生きる一員であることを自覚し、「人権」の大切さを再認識する。

5. 取り組み状況の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、学期に1回(年3回)程度開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直し等を行う。

第2章 いじめの未然防止

I. 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を認識し、すべての教職員は平素から、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。そのために、人権に関する知的的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事活動等それぞれの特質に応じ総合的に推進することが大切である。これらの活動を通して、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教職員は目的意識を持って日々取り組まねばならない。そうすることにより、当事者同士が信頼ある人間関係を築き、人権を尊重した集団としての質を高めていくことが求められる。

2. いじめ未然防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また、生徒に対しても朝終礼や学年・学級活動などで適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

人権教育・学校行事の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む機会を設け、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) 教職員の指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないよう、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくりを進めいく。また、学年・学級や部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、生徒によるいじめを助長したりすることの

ないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(4) 「自己肯定感」・「関係性の力」を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、自分のあり方を積極的に受容できる感情 や自らの価値や存在意義を肯定できる感情を育むよう努める。

また、生徒各自が自信を持ち、安心して過ごすことができる学校生活を築くことができるように、生徒一人ひとりに活躍できる役割や機会が与えられ、自ら力を発揮することで、周囲に対する貢献感を得ることが大切である。このように生徒自身が持つ「自己教育力」を發揮させ、自分を大切にし、また他者を大切にするという肯定的・共感的な「関係性の力」を育むよう努める。

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。

たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

2. いじめ早期発見のための措置

- (1) 学校は、休み時間や放課後の生徒の様子に目を配る等して日々生徒観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 家庭における保護者のいじめチェック等を活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (3) 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、学校カウンセラーや教育支援教員の利用について広く周知させることにより、生徒および保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- (4) 教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

第4章 いじめへの対応及びいじめの解消

1. 基本的な考え方

いじめの連絡を受けた場合には、特定の教職員で「抱え込みます」、速やかに「組織的に対応」する。（※対応の仕方については第5章「組織対応」を参照）被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、教職員共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめにつながる疑いのある行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者からの「いじめではないか」との相談や、訴えがあった場合には真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的确に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒・保護者の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みます、学校における「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。（窓口は、「いじめ対策コーディネーター」）

その後は当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取る等して、いじめの事実の有無の確認を行う。

3. いじめられた生徒またはその保護者への支援

いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際、当該生徒にも責任があるという考えはせず、以下に注意しながら自尊感情を高めるよう留意する。

- 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意しながら対応する。
- いじめの事実を認定し次第、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- 複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。
- いじめられた生徒にとって信頼できる人等と連携し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制を構築する。
- いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた生徒を別室に置いて指導する等、状況に応じた環境の確保を図る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

4. いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は組織的に対応し、必要に応じて外部の専門家の協力を得る等していじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、いじめたとされる生徒の保護者にも事実関係を連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得

た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、以下に注意しながら保護者に対する継続的な助言を行う。

- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 当該生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- いじめた生徒に対しても、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮を行う。
- 教育上必要があると認めるときは、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や外部の専門家の協力等も含め、毅然とした対応をとる。
- 学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考慮する。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとするその他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの生徒全員が好ましい集団活動を取り戻し、新たな生活・活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。よって、いじめを見ていた生徒に対しても、以下の指導・注意を行う。

6. ネット上のいじめへの対応

パスワード付きサイトや SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、LINE およびメールを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解と協力を求めていく。

また、書き込みについては、必要に応じて大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部と連携して対応する。

7. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑いまたは“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。本校では、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂版、文部科学省)に基づき、重大事態に速やかに対処する。

下記は重大事態として扱う場合である。ただし、ここに掲載されていないものやこれらを下回る程度の被害であるもの、診断書や警察への被害届の提出がない場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合がある。

- 生徒が自殺を企図するなど、生命に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 心身に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当の期間(目安:30日)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもののとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告と調査(重大事態に対処するための組織)

学校は、重大事態が発生した場合、関係機関へ事態発生について報告する。そのため校内に重大事態に対処するため 学校が主体となって調査を行う組織を設置する(常設のいじめ対策委員会がそれを行う)。

学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合は、学校の設置者(学校法人 追手門学院)が新たな組織を設置し調査を行う。

8. いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

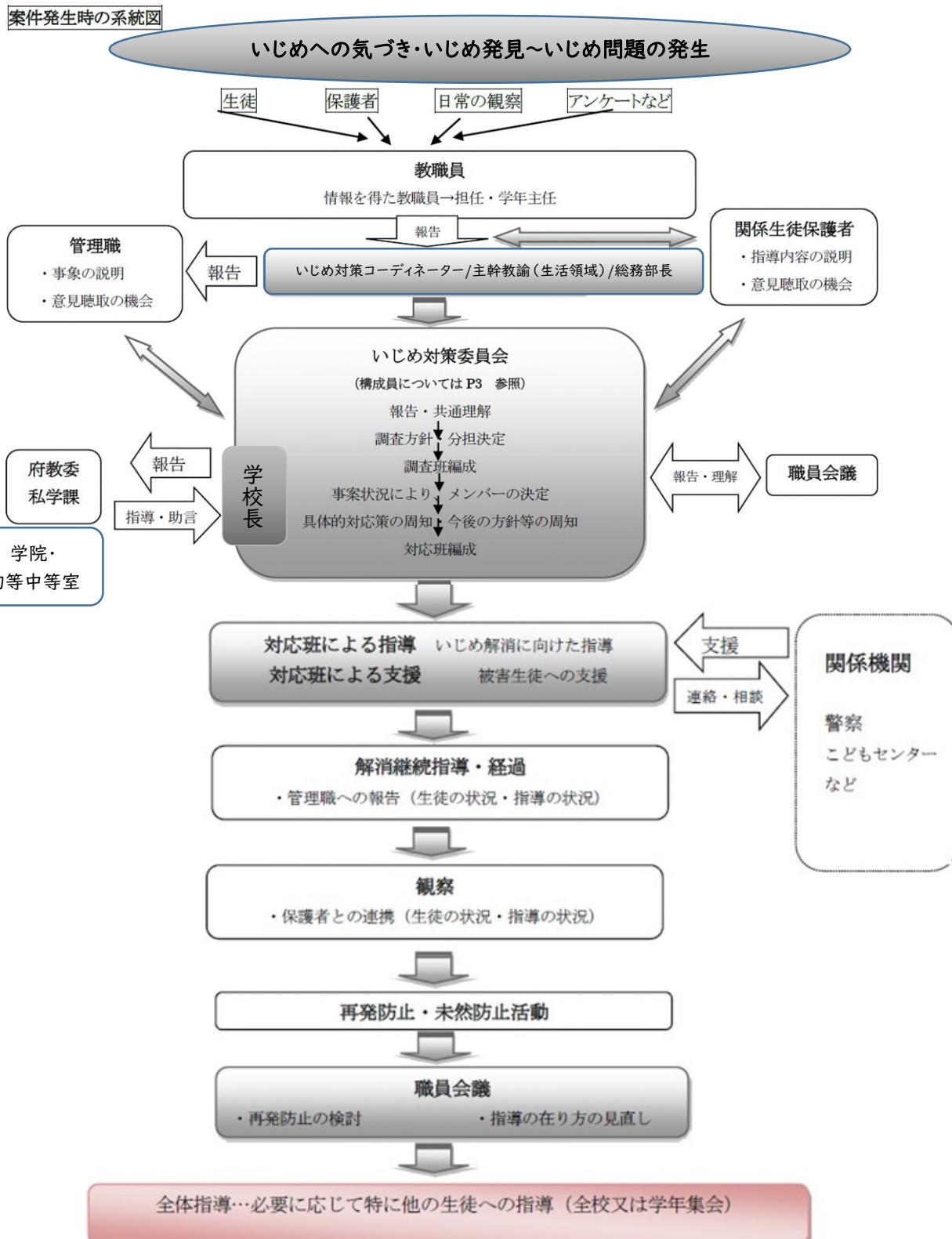
いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、3か月の間に被害生徒・加害生徒の行動面や精神面の見守りを行うとともに定期的な声かけ、保護者への定期的な連絡(例 月1回)を行い、その安全・安心を確保しなければならない。

*「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切。

例えば、同じ集団の中でのいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられる。

第5章 組織対応

1. いじめが起こった場合の組織的な対応の流れ



2. 関係機関との連携

(1) 監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

(2) 出席停止・転学退学措置について

他の生徒の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、いじめ対策委員会と生徒指導委員会が連携し、出席停止等の懲戒処分の措置を検討する。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からだけではなく、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設ける事がある。

また、いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対する転学や退学について弾力的に対応する。

(3) 警察との連携について

学校でのいじめが、暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合は直ちに通報する場合がある。

第6章 その他

1. 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

また、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全教職員で共通理解を図る。

2. 校内研修の充実

教職員間の、いじめに対する組織的役割が形骸化してしまわないので、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全教職員の共通認識を保持し続ける。

3. 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえて行うものとする。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に努める。

教員評価においても、いじめの問題を取り扱う際のいじめに関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、適切な対応などが評価されるよう、留意する。

関連資料

◇文部科学省におけるいじめ防止対策(法令・方針) | 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

◇いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂版) | 文部科学省

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf

◇生徒指導提要(改訂版) | 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

◇大阪府いじめ防止基本方針

https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/ijime_kihonhoushin/index.html